

第9回閣僚会議の決定内容（バリ閣僚宣言：2013年12月）

- 農業の一部、貿易円滑化、開発の3分野からなる「バリ・パッケージ」及びポスト・バリの作業計画の作成に合意。
- 特に、貿易円滑化については、1995年のWTO設立以来、加盟国全体で合意された初めての協定であり、停滞するWTO交渉の信頼回復に寄与するものと期待。

1. バリ・パッケージ

農業

- **公的備蓄**：途上国の食料安全保障を目的とした公的備蓄政策について、紛争解決手続きに訴えない例外的な暫定措置。2017年までに恒久措置の採択を目指す。
- **関税割当の運用**：関税割当について、割当手続の透明性の向上等を通じて運用改善を図る措置。4年以内に全体レビューを行い、2019年のMC12で運用改善の見直し。
- **輸出競争**：2013年末までに輸出補助金を撤廃するとして香港閣僚宣言を踏まえ、輸出補助金等の抑制を促進。年に一度、農業委員会で進捗状況を検証。

貿易円滑化

- **貿易円滑化協定**：税関手続きの透明性の確保、簡素化、迅速化の推進等を規定した協定。（ただし、一般理事会の下に貿易円滑化準備委員会を設置し、協定条文の法的レビューを今後実施）。

開発

- **開発と後発途上国(LDC)**：WTO各種協定の途上国への優遇措置に関するモニタリング・メカニズムの立ち上げ、LDC向け特惠原産地規則ガイドライン、サービス特惠具体化のための手続き、無税無枠に向けた改善努力を決定。

2. ポスト・バリの作業

- 貿易交渉委員会において、1年以内に、DDAの残された課題について作業計画を作成。農業、開発及びLDCの課題に関する今回の閣僚会議の決定やドーハ・マンデートのその他のすべての課題を念頭に置き作成。

3. その他：イエメンの新規加盟の承認（160番目の加盟国）等。